

農地法第4条・第5条の許可申請に伴う必要書類一覧

番号	書類名	摘要	発行機関等
1	申請書	本人又は代書人が記入 (地番、面積は訂正できません。)	
2	土地登記簿謄本	登記簿謄本に仮登記、抵当権等が設定されている場合は同意書が必要	法務局
3	字図(地積図)	申請地を朱で囲み、隣接地は所有者・地目を記入	申請前 3ヶ月 以内の もの 法務局
4	住民票抄本	土地所有者の現住所と登記簿の住所が相違している場合	市民課
5	法人登記簿謄本または定款(写)	申請人が法人の場合にどちらか一方が必要 定款(写)を添付する場合は原本証明が必要	法務局(法人登記簿謄本)
6	位置図	申請地の場所が分かる図面(申請地を朱で囲む・住宅地図のコピーでも可)	
7	隣接農地所有者の同意書	隣接地(間に水路・農道等を挟む場合も含む)が農地の場合は同意書	隣接農地所有(耕作)者
8	土地改良区等承認書	申請地が土地改良区、水利組合、水路組合等に属している場合は承認書	土地改良区統合事務所等
9	住居等建築物を建てる場合	平面図・配置図・立面図 (雨水、汚水、生活排水の排水計画が分かるように図示してください)	排水経路(雨水・汚水の処理 方法)・境界施工(ブロック等)・ 地面の施工(舗装する・砂利を 敷く等)がわかるように
	資材置場、 駐車場等建築物がない場合	造成図面、利用計画図等 (資材の設置・駐車場等の利用の様子が分かるように図示してください(区画等))	
	植林する場合	植林計画図 (木の種類・本数が分かるように図示してください)	
	一時転用(農地造成等)をする場合	造成図面、利用計画図等 復元確約書	
	太陽光発電施設を 設置する場合	造成図面、利用計画図等 (パネルのサイズや配置、フェンスの設置内容等図示してください) 工事費負担金領収書(未払いの場合は請求書) 設備認定通知書(電子申請のマイページ(申請していることが確認できるページ)を 印刷したものでも可)	工事費負担金領収書(九州電力) 設備認定通知書(経済産業省)
10	賃貸借(使用貸借)契約書(写)	賃貸借・使用貸借権で転用申請する場合(契約期間、契約金額等が記載されているもの)	
11	売買契約書(写)	土地の売買を伴う転用申請をする場合	
12	見積書	造成費、建築費等の転用の費用がわかるもの(植林の場合は、苗木の費用のわかるもの)	施工業者等
13	資金証明書	○自己資金の場合 残高証明書 預貯金通帳の表紙と最終頁の写しでも可 ○融資証明書の場合 融資証明書	金融機関・申請人等
14	開発行為許可申請書(写)	3,000㎡以上の案件等で、開発行為の許可が必要な場合	日田土木事務所
15	開発協議済証(写)	1,000㎡以上の案件等で、開発協議が必要な場合	都市整備課
16	公共物用途廃止通知書(写)	里道、水路を取り込んで転用する場合	土木課
17	道路・河川占用、工事施工承認 又は市有財産使用許可書(写)	河川・水路に橋等をかけて利用する場合や道路を占用して使用する計画の場合 又は 進入路として歩道の切り下げ等(道路形状変更)が必要な場合	土木課等
18	他法令の許認可の申請書 (写)又は協議書(写)	他法令の許認可が必要な場合 (例)土砂条例、消防法、医療法、墓地埋葬等に関する法律等	
19	宅地建物取引業者免許(写)	分譲等の宅建業法に関する転用の場合	
20	代替地の検討について	都市計画法の用途地域内の場合は不要	

※ 上記以外の書類、図面等の添付をお願いすることがあります。

※ 提出期限 毎月 17日 までに、正本1通ご提出ください。

※ お問い合わせ 日田市農業委員会事務局 電話 22-8213 (直通)